

【問合せ先】

警備救難部環境防災課

環境防災課長 中里 均

078 - 391 - 6554(内線 3310)



平成28年5月23日
第五管区海上保安本部

油で海を汚さないために、訪問・訪船による指導啓発を行います

～平成28年度「海洋環境保全推進月間」の実施について～

第五管区海上保安本部では、国の環境月間である6月を「**海洋環境保全推進月間**」とし、「**未来に残そう青い海**」をスローガンに、海洋環境保全に関する各種指導啓発活動を実施します。

海洋環境保全推進月間中の活動項目

平成28年度の海洋環境保全推進月間においては、人為的要因や海難に起因する船舶からの油類排出による海洋汚染を減少させるべく、

海事関係者・漁業者等を対象とした、

訪船・訪問による油類排出防止等にかかる指導啓発

を重点的に実施するほか、ひとたび発生すると甚大な海洋汚染に直結する海難を未然に防止するため、訪船・訪問による海難防止指導を実施します。さらに、一般市民や漁業関係者を対象とした廃棄物の不法投棄防止にかかる指導啓発にも力を入れることとしています。

訪船指導



浮流油



【参考】海洋汚染の現状

平成 27 年、第五管区海上保安本部管内において確認した海洋汚染発生件数は 64 件であり、その内 55 件 (86%) が油類による汚染となっています。

油類による汚染で船舶を排出源とするものは 29 件 (53%) となっており、原因別で見ると、「海難」によるものが 10 件 (31%)、経費や手間を惜しんで違法に排出した「故意」によるものが 9 件 (28%)、燃料給油や移送時におけるバルブ操作の取扱不注意等の「過失」によるものが 9 件 (28%) となっており、これら人為的要因によるものが約 8 割を占めています。

